

参 考 資 料

(沖縄県子どもの貧困対策推進計画 (仮称) (素案))

沖縄県子ども貧困対策推進計画（仮称） （素案）

平成28年2月
沖縄県

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本方向	4
4 計画の位置付け	5
5 計画の期間	5
6 計画に基づく支援の対象となる者	5
第2章 子ども貧困を取り巻く現状と課題	6
1 沖縄県における子どもの貧困の状況	6
2 子ども貧困が生活や成長へ及ぼす影響	14
第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策	34
1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	34
2 ライフステージに応じた子どもへの支援	37
3 保護者への支援	48
4 沖縄県子ども貧困対策推進基金	51
5 子ども貧困に関する指標及び目標値	52
第4章 子ども貧困に関する調査研究	55
1 子ども貧困の実態等の把握・分析するための調査研究	55
2 子ども貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供	55
第5章 連携推進体制の構築	56
1 関係機関における連携推進体制	56
2 県民運動としての子ども貧困対策の展開	57
3 庁内及び外部有識者による施策の評価	57

1 沖縄県子どもの貧困対策推進計画（仮称）（素案）

4 第1章 計画の策定にあたって

7 1 計画策定の趣旨

9 平成18年7月、経済協力開発機構（OECD）が「対日経済審査報告書」の
10 中で、日本の子どもの貧困率が上昇しており、働くひとりの親の半数以上が相対
11 的貧困の状態にあることなどを報告して以降、我が国でも、子どもの貧困問題
12 への注目が高まりました。

13 背景には、近年、我が国において、厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与え
14 ているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域
15 のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや育て
16 をめぐる社会的、経済的な環境変化があります。

17 このような中で、平成26年1月、子どもの貧困対策を総合的に推進すること
18 を目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。
19 以下「法」といいます。）が施行されました。法においては、地方公共団体に、
20 地域の状況に応じた施策を実施すること、併せて都道府県に、「子どもの貧困
21 対策計画」（以下「計画」といいます。）の策定に努めることを求めています。

22 一方、平成24年3月に改正された沖縄振興特別措置法（平成14年法律第
23 14号）においては、沖縄特有の事情も勘案し、国及び地方公共団体に、子育
24 て支援の充実を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少
25 年の修学及び就業への援助に努めることなどを求める、新たな規定が盛り込ま
26 れています。

27 また、内閣府では平成28年度から33年度までを子供の貧困の集中対策期間と
28 位置付け、平成28年度予算において所要の予算を確保し、子供の貧困対策支援
29 員の配置と居場所の運営支援を行うこととしています。

30 これらのことを踏まえ、沖縄県は計画を策定することとしました。

1 はじめに、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧
2 困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にあ
3 ります。このため、子どもの貧困は、沖縄県において克服すべき重要課題であ
4 り、計画を策定し、その対策に取り組む必要があります。

5 次に、子どもの貧困対策は、幅広い主体の参画の元に、解決が図られるべき
6 課題です。

7 子どもの貧困は、子どもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子ども
8 の心身の成長に影響を及ぼします。このため、子どもの貧困対策は、子どもの
9 ライフステージに沿って、切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

10 また、子どもの貧困問題は、先述のとおり、社会・経済的な環境変化に起因
11 して発生しており、その解消を図るためには、地域の実情に即して、社会全体
12 で取り組みが必要であると考えています。

13 以上のことを踏まえると、子どもの貧困対策は、国、県、市町村はもろろん
14 のこと、関係団体・法人、NPO、民間企業のほか、広く県民各層の理解と協
15 力を得ながら推進する必要があります。これを実現するためには、計画を策定し、
16 沖縄県における子どもの貧困の実態を明らかにするとともに、県の施策の基本
17 方向を定める必要があると考えたものです。

20 2 基本理念

21
22 社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左
23 右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

25 (1) 子どもの貧困対策の目的

26 子どもの貧困対策の目的は、貧困状態にある子育て世帯の保護者に必要な
27 支援を行うとともに、そのような家庭で暮らす子どもが、社会に出て安定し
28 た仕事につき、希望する者は家庭を持ち健全に子どもを育て、社会に貢献で
29 きる人材として育成することです。

1 (2) 子どもの貧困対策の使命

- 「つながり、皆で育む。」
- 子どもの貧困対策に関する県の使命は、貧困状態が子どもの生活と成長に与える悪影響を解消、低減し、又は予防するため、貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、県自ら又は市町村、地域の関係団体、広く県民等との協働体制を組織し、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題の解決に資する施策を総合的に展開するとともに、保護者に必要な支援を行い、対策の目的を達成することです。

11 (3) 子どもの貧困対策のビジョン

- 沖縄県は、子どもの貧困対策を推進するに当たり、基本理念、対策の目的、県の使命を踏まえ、中期的な目標として、以下のビジョンの実現に取り組みます。

- 子どもの貧困対策が適切に講じられた結果、6年後の平成34年3月には、
- 児童虐待やいじめで苦しむ子どもが減っています。
 - 家庭で朝食を欠食したり、ひとりで食事をする子どもが減っています。
 - その結果、不良行為で補導される少年が減り、青少年の犯罪も減っています。
 - 全ての子どもが1日3食の食事をとり、健康な体を持ち、体力が向上しています。
 - 学校、地域の取組により、全ての子どもの学力が向上し、不登校や不本意な中途退学をする子どもの割合が減っています。その結果、高校を卒業し、希望する大学等に進学する子どもが増えています。
 - 子どもたちの笑顔が増え、将来に夢や目標を持ち、それを実現する自信を持つ子どもたちが増えています。
 - 中学校・高校卒業時の進路未決定者やニートが減っています。
 - 生活のためにアルバイトをする生徒や学校卒業後、奨学金の返済に苦しむ若者が減っています。
 - 希望する職に就き、安定して就労を継続し、経済的に自立した若者が増

えています。

- 生活や経済の安定により、結婚や子どもを持つ希望が叶い、減少していた子どもの数が増え始めています。
- 親の就業率が向上し、所得が増え、貧困状態でなくなり、経済的に困窮するひとりで親世帯や経済的な理由により親と一緒に住めない子どもが減っています。
- 保育所入所待機児童が解消されるなど、子育て家庭を支える環境が整っています。
- 愛し合う父母や、心身共に健康な保護者が増えています。

12 3 基本方向

- 14 (1) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。
- 16 (2) 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の神繩を担う人材を育成する施策として取り組み、潤いと活力をもたらす沖繩らしい優しい社会を実現します。
- 18 (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進します。
- 20 (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組みます。
- 22 (5) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、国、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO、ボランティアなどが連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開します。

1 4 計画の位置付け

2
3 本計画は、法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子ども貧困対策計画」
4 として策定します。

2 5 計画の期間

8
9 本計画の期間は、平成28年4月から平成34年3月までの6年間とします。
10 本計画には、計画期間において県が取り組むべき重点施策を中心に掲げるこ
11 ととしますが、必要な施策については、中長期的な課題も視野に入れて継続的
12 に取り組むこととします。

2 6 計画に基づく支援の対象となる者

16
17 支援が必要な子どもにも必要な支援が届くようにするため、対象とする子ども
18 の年齢については特に定めないこととし、必要な支援ごとに対象者を定めるこ
19 ととします。

2 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

4 1 沖縄県における子どもの貧困の状況

6 (1) 支援の対象となる貧困状態で暮らす子ども

7 子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、本県において支援の対象
8 となる貧困状態で暮らす子どもの現状を把握する必要があります。

9 しかしながら、我が国では、子どもの貧困の定義が明確でないことから、
10 貧困状態で暮らす子どもについての現状認識、対策の必要性、目標の設定、
11 必要な施策などの議論で共通理解が生まれにくい現状にあります。

12 子どもの貧困問題は、経済的な困難が、子どもの生活や成長に様々な影
13 響を及ぼす問題ですが、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす影響には、短期
14 間で深刻な影響が現れるものも、長い時間を経て徐々に影響が深刻化してい
15 くものもあります。

16 子どもの貧困に関する国の検討会における議論によると、国連では、子ど
17 もの貧困について、「子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定」
18 と理解されていることです。

19 このような考えも踏まえ、貧困状態で暮らす子どもの現状を把握するに当
20 たっては、子どもや子育て家庭の状況を構造的に把握できるよう、単一の指
21 標を用いるのではなく、複数の指標を組み合わせて行うこととします。

図表1-1 「子どもの権利条約」四つの柱

子どもの権利	内 容
生きる権利	安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長することです。
守られる権利	あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られることです。
育つ権利	教育を受け、休んだり、遊んだり、様々な情報を得て自分らしく成長することです。
参加する権利	自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、ルールを守り活動することです。

出所:ユニセフホームページから沖縄県作成

1 (2) 沖縄県における子どもの貧困の状況

2 いくつかの指標を用い検証したところ、沖縄県では、貧困状態で暮らす子
 3 どもが多く、その割合は増加傾向で推移しています。
 4 また、全国と同様、ひとり親家庭は、厳しい状況にあります。

6 **ア 生活保護**

7 沖縄県における平成26年度の17歳以下の生活保護受給者数は4,495人、
 8 17歳以下人口に占める割合は1.50%で、全国と比べると0.2ポイント高く
 9 なっています。

10 生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活
 11 ができない場合に行われます。世帯全員の収入（給料、仕送り、年金など）
 12 と国が定める基準によって算出された最低生活費を比較して、収入が最低
 13 生活費を下回る場合に、その不足分が支給されます。したがって、生活保
 14 護受給世帯の子どもの数は、子どもの貧困の全体を表すものではないこと
 15 に留意する必要があります。

16 **図表1-2 保護率、17歳以下の生活保護受給者数及び割合**

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成26年度
保護率	沖縄県	1.34%	1.48%	2.40%
	全国	0.84%	1.16%	1.7%
17歳以下の生活保護受給者数	沖縄県	3,590人	3,441人	4,495人
	全国	164,234人	226,709人	265,750人
17歳以下人口に占める生活保護受給者数の割合	沖縄県	1.10%	1.1%	1.50%
	全国	0.72%	1.06%	1.30%

17 出所「保護率：沖縄県の生活保護（沖縄県）
 17歳以下の生活保護受給者数（被保護者全国一斉調査）（厚生労働省）
 17歳以下の人口（国勢調査）（総務省）
 18 （注）全国の平成26年度は公表のため、平成27年3月の速報値とした。

1 **イ 就学援助**

2 (ア) 就学援助を受給する児童生徒

3 沖縄県における平成25年度の就学援助対象児童生徒数は28,566人、就
 4 学援助率は19.65%となっており、過去15年間で、いずれも大幅に増加
 5 しています。

6 本県の就学援助率は、全国平均を上回っており、47都道府県で比較す
 7 ると10位となっています。

8 また、県内市町村ごとの就学援助率を比較すると、大きなばらつきが
 9 見られる現状にあります。

10 **図表1-3 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率**

	要保護 及び準 要保護 児童生 徒数	要保護児童生徒数 (a)				準要保護児童生徒数 (b)				要保護・準要保護児童生徒 合計(C)=(a)+(b)			
		平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度
沖縄 県	公立小中学校児童生徒総数 (d)	2,507人	2,118人	2,251人	2,463人	14,271人	17,394人	20,409人	26,100人	16,778人	19,512人	22,660人	28,566人
就学援 助率	要保護児童生徒 (a)/(d)	150%	137%	150%	169%	準要保護児童生徒 (b)/(d)	8.53%	11.26%	13.65%	就学援助率	15.03%	12.63% (11位)	15.65% (10位)
	要保護・準要保護児童生徒合計 (C)/(d)	10.03% (7位)	12.63% (11位)	15.65% (10位)	19.65% (10位)	要保護児童生徒	0.73%	1.16%	1.27%	1.5%			
就学援 助率	準要保護児童生徒	6.42%	10.69%	12.66%	13.9%	要保護・準要保護児童生徒合計	7.15%	11.85%	13.93%	15.42%			
	要保護・準要保護児童生徒合計	7.15%	11.85%	13.93%	15.42%								

19 出所「要保護及び準要保護児童生徒数（文部科学省）
 20 （注）準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置
 21 が行われ、各市町村が単独で実施しています。

25 **<就学援助制度>**

- 26 ○ 就学援助とは、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費
 27 等の必要な費用に援助する制度です。
- 28 ○ 就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、市町
 29 村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」です。

ウ 私立保育所の費用徴収階層

私立保育所の保育料（保護者負担額）は、保護者の所得等に応じて複数の費用徴収階層が設定されています。このうち、第1階層は生活保護世帯、第2階層は市町村民税非課税世帯です。市町村民税非課税世帯は、県内の約8割の市町村において、就学援助の「準要保護者」（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる者）の認定基準の一つとされています。

以上を踏まえ、貧困状態で暮らす子どもにも関する指標として、厚生労働省が公表している私立保育所の入所人員のうち費用徴収階層が第1階層及び第2階層に該当する入所人員の割合を見ることが出来ます。

なお、この指標については、子育て世帯の中で、乳幼児の子どもがいる私立保育所を利用している世帯に限定されること、私立保育所がない市町村のデータが存在しないことなどの制約があります。

(ア) 沖縄県における第1階層及び第2階層の割合

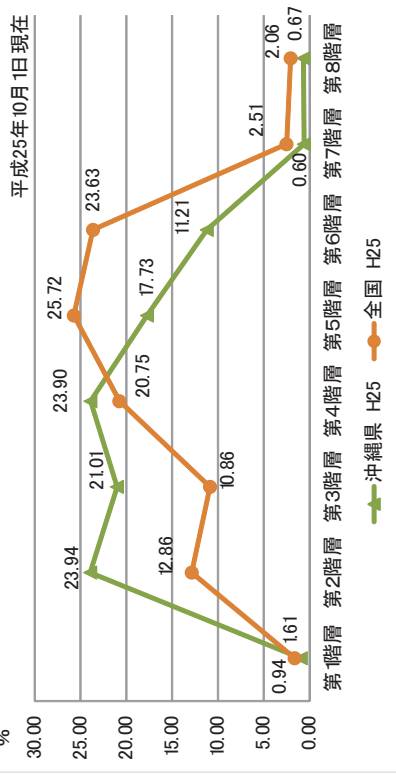
平成25年10月現在の沖縄県の割合を見ると24.88%で、全国平均の14.47%と比べ10%以上高く、47道府県中1位となっています。

図表1-7 私立保育所の入所人員のうち費用徴収階層が第1階層及び第2階層の割合

第1階層 (生活保護世帯)		第2階層 (市町村民税非課税世帯)		計
沖縄県	0.94%	23.94%	24.88%	24.88%
全国	1.61%	12.86%	14.47%	14.47%

出所「福祉行政報告例」(厚生労働省)

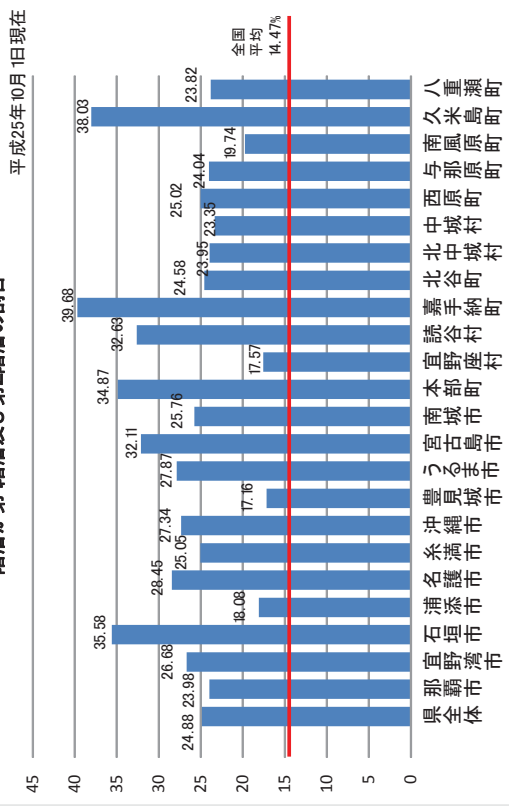
図表1-8 私立保育所の費用徴収階層別入所人員の割合



(イ) 市町村ごとの第1及階層び第2階層の割合

県内市町村ごとの割合を見ると、30%を超える団体が複数あります。

図表1-9 県内市町村別私立保育所の入所人員のうち費用徴収階層が第1階層及び第2階層の割合



出所「福祉行政報告例」(厚生労働省)
 那覇市以外の市町村「平成26年度保育所の費用徴収階層別入所人員及び運営費」(沖縄県)

工 沖縄県における子どもの貧困率

- 平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の16.3%と比較し約1.8倍の水準となっています。
- また、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%となつていきます。

図表1-10 子どもの貧困率の推計

	サンプルA	サンプルB	国(参考)※3
自治体数	8自治体	35自治体	
世帯数	41万2千805世帯	55万5千544世帯	
子ども数	20万3千591人	27万7千110人	
H22国勢調査による沖縄県全体の17歳以下の子どもの数に対する割合	約68%	約93%	
子どもの相対的貧困率	29.9%	推計不可	16.3%
18歳-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率 ※1	58.9%	推計不可	54.6%
再分配前の子どもの貧困率	32.4%	33.9%	
貧困線	126万円※2		122万円

出所:沖縄県の子どもの貧困率(沖縄県)「沖縄県の子どもの貧困率調査」(沖縄県)
 ※1 0歳-17歳以下の子どもと18歳-64歳以下の大人1人によって構成される世帯
 ※2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」による貧困線を物価調整した値
 ※3 厚生労働省「国民生活基礎調査」

< 貧困の概念 >

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度の生活水準と解されています。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考えに基づいたものです。
- 我が国の「子どもの貧困率」は、子ども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満たない子どもの割合をいいます(相対的貧困率)。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。「等価可処

分所得」とは、世帯の可処分所得(収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

2 子どもの貧困が生活や成長に及ぼす影響

子どもの貧困は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすものとされています。子どもの生活と成長に関する指標等を確認したところ、沖縄県においても、子どもの貧困が子どもの生活と成長に様々な影響を及ぼしていることが危惧される状況にあります。

(1) 生活に及ぼす影響

ア 社会とのつながり

経済状況が厳しい家庭では、多忙又は行政への不信感等により支援制度の情報が不足したり、子どもに関する相談相手がないなど、社会的なつながりが不足することが多いとの指摘があります。

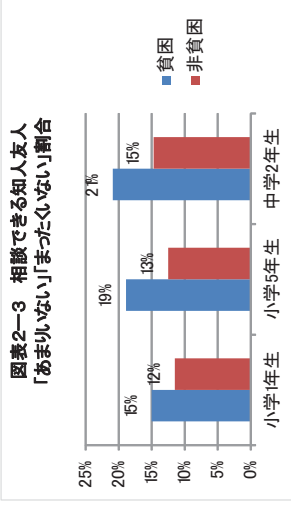
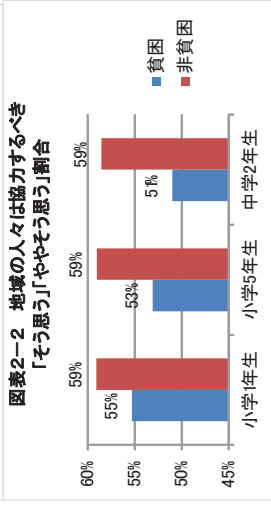
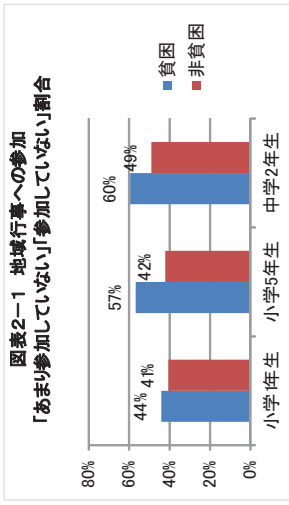
(ア) 保護者の状況

学校アンケート調査において、保護者の社会とのつながりの状況を見ると、「地域の行事に参加していますか」との質問に対して、「あまり参加していない」、「参加していない」と回答した保護者の割合を貧困世帯と貧困世帯以外の世帯(以下「非貧困世帯」といいます。)で比較すると、各学年とも、貧困世帯の割合が高くなっています。

また、「生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力するべきであると思いますか」との質問に対して「そう思う」「ややそう思う」と回答した保護者の割合を貧困世帯と非貧困世帯と比較すると、学年が進むとともに、貧困世帯で地域における協力関係への積極的な考えを持つ保護者が減少しています。

「子育てや教育についての悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人はいますか。」との質問に対して、「あまりいない」、「まったくいな

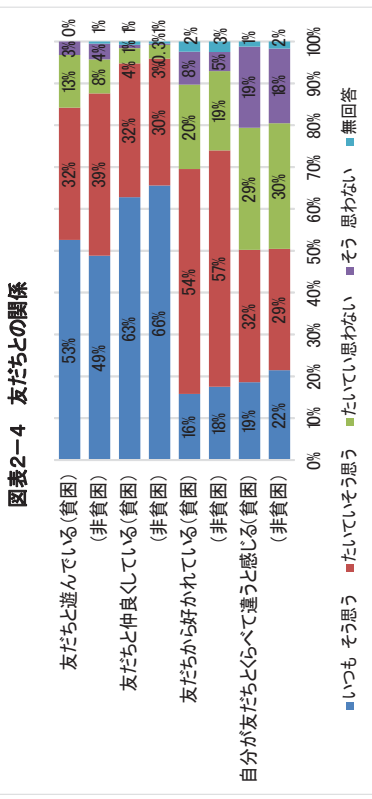
い」と回答した保護者の割合を貧困世帯と非貧困世帯と比較すると、各学年とも、貧困世帯の割合が高くなっています。



出所：「学校アンケート調査」(沖縄県)

(イ) 子どもの状況

学校アンケート調査において、小学5年生と中学2年生の友達との関係をみると、貧困世帯と非貧困世帯の子どものでも大きな差は見られませんでした。



出所：「学校アンケート調査」(沖縄県)

イ 養育環境

経済状況が厳しい家庭では、家庭内の不和や、親と接する時間が不足するなどの養育環境面の問題が生じることが多いとの指摘があります。

(ア) 離婚率

沖縄県の平成25年の人口千人当たりの離婚率は2.59件となっており、全国1位の状況が続いています。

図表2-5 年次別離婚率(人口千対)

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成25年
沖縄県 (全国順位)	1.29件 (4位)	2.20件 (1位)	2.22件 (1位)	2.77件 (1位)	2.59件 (1位)
全国	107件	139件	160件	2.08件	184件

出所：「人口動態調査」(厚生労働省)

(イ) DV相談件数

沖縄県の配偶者暴力相談支援センターにおける平成26年度のDV相談

件数は2,615件で、同センターを各地域に配置した効果もあり、過去10年間で3倍以上増加しています。

また、人口10万人当たりのDV相談件数は184.0件で、全国3位の状況にあります。

図表2-6 DV相談件数、人口10万人当たりの件数

	平成17年度	平成22年度	平成26年度	
DV相談件数	沖縄県	827	1,403	2,615
	全国	52,145	77,334	102,963
10万人当たりの件数	沖縄県	61.0 (18位)	101.5 (10位)	184.0 (3位)
	全国	41.3	76.2	94.6

出所「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」(内閣府)
「国勢調査」(総務省)、「人口推計」(総務省)

(ウ) 若年層の婚姻

子どもの貧困率は、父親の年齢階層によって大きな差があり、若年層と高齢層で高くなるとの研究成果があります。

沖縄県における平成25年の15歳から19歳までの婚姻率は6.6%で、全国平均の3.4%を大きく上回り全国1高い水準となっています。

図表2-7 若年層の婚姻率

	平成25年	
～19歳婚姻件数	沖縄県	269人
	全国	10,135人
10代婚姻率	沖縄県	6.6%
	全国	3.4%

出所「人口動態調査」(厚生労働省)
「国勢調査」(総務省)

(エ) 10代の出産

関係者からの聞き取りによると、若年出産した母親の中には、家事、育児ともに不慣れなものが多くとの指摘があります。

沖縄県における平成26年の10代の出生数は426人、出産割合は2.6%で、

全国比較し約2倍の水準となっています。

図表2-8 10代の出生数と出産割合

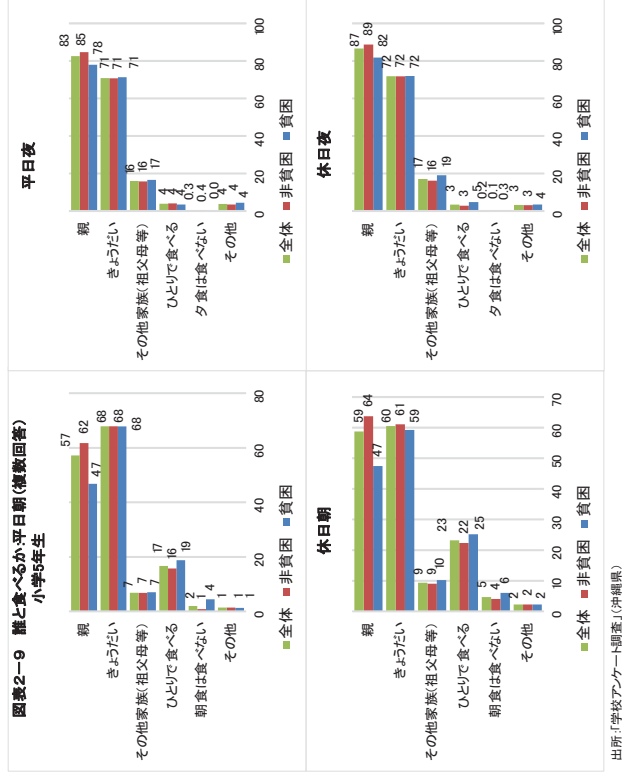
	昭和61年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
10代の出生数	沖縄県	500人	484人	663人	468人	439人	426人
	全国	17,707人	17,496人	16,112人	19,772人	13,546人	13,011人
10代の出産割合	沖縄県	2.5% (1位)	2.8% (1位)	3.3% (1位)	4.0% (1位)	2.9% (1位)	2.6% (1位)
	全国	1.3%	1.4%	1.4%	1.7%	1.6%	1.3%

出所「人口動態調査」(厚生労働省)

(オ) 朝食と夕食の孤食・欠食

学校アンケート調査において、朝食又は夕食を主に誰と一緒に食べるかについて質問したところ、中学2年生は、朝食、夕食とも「ひとりで食べる」と回答した割合が高くなっています。貧困世帯と非貧困世帯を比較すると、小学5年生と中学2年生において、貧困世帯で「親」と一緒に食べる割合が低くなっています。

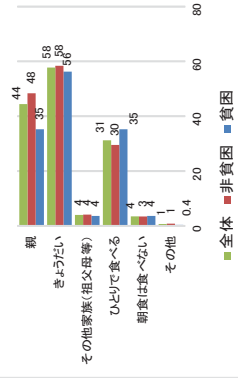
(小学5年生)



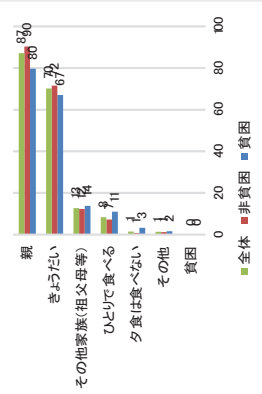
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

1 (中学2年生)

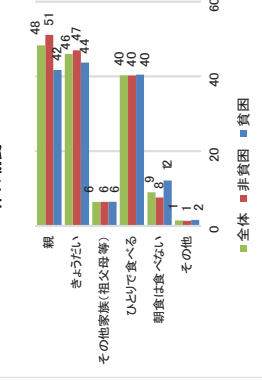
図表2-10 誰と食べるか平日朝食
(複数回答)中学2年生



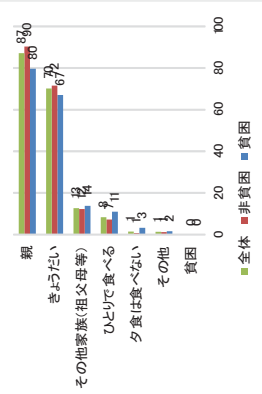
平日夕食



休日朝食



休日夕食



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

ウ 食生活

2 経済状況が厳しい家庭では、生活の基本となる衣食住・健康などの面で
3 問題が生じることが多いと指摘されています。

4 学校アンケート調査において、小学1年生、小学5年生、中学2年生の
5 保護者に「過去1年間の間に、経済的な理由で家族が必要とする食料(嗜好
6 食品を除く)が買えないことがありますか。」との質問をしたところ、
7 「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した各学年
8 の割合は、小学1年生が25%、5年生が29%、中学2年生が30%となつて
9 います。

10 これを、貧困世帯と非貧困世帯と比較すると、各学年とも貧困世帯の割
11 合が高くなっており、各学年とも約50%の家庭で食料を買えなかった経験
12 があったとしています。

13 また、家族類型別の状況を見ると、「よくあった」、「ときどきあった」、
14 「まれにあった」と回答した二親世帯の割合が25%、ひとり親世帯が43%
15 となっており、ひとり親世帯の割合が高くなっています。

17 (カ) 入所施設措置児童

18 児童相談所で応じている様々な相談の背景には、共通して養護(広い
19 意味での貧困問題)の問題が潜んでいると指摘されています。

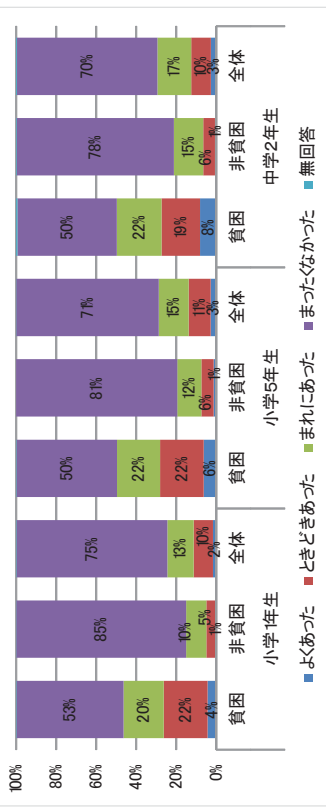
20 平成26年度に沖縄県の児童相談所が児童養護施設等の入所施設に措置
21 した児童538人について、保護者が負担する徴収金の階層区別の割合
22 を見ると、生活保護世帯が24.9%、市町村民税非課税世帯が65.2%、合
23 計で90.1%となっており、低所得世帯の割合が高くなっています。

図表2-11 平成26年度入所施設に措置した児童の徴収金階層区分

徴収金階層	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、里親の合計
A階層 (生活保護世帯)	134世帯 (24.9%)
B階層 (住民税非課税世帯)	351世帯 (65.2%)
その他	53世帯 (9.9%)
合計	538世帯 (100.0%)

出所「沖縄県児童相談所資料」

図表2-12 食料を買えなかった経験
小学1年生、小学5年生、中学2年生



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

1

図表2-13 食料を買えなかった経験

(小学5年生、小学6年生、中学2年生の家庭類型別)



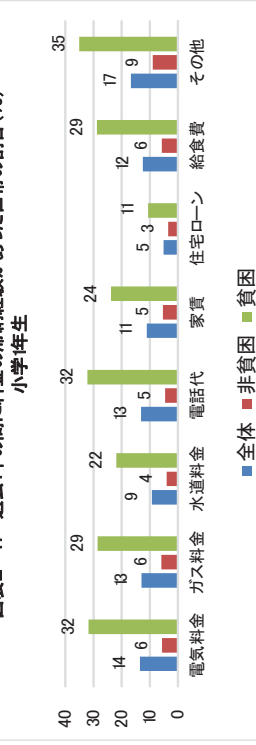
出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

工 公共料金等の支払い

学校アンケート調査において、小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者に過去1年間で経済的な理由による「電気、ガス、水道、電話、家賃、住宅ローン、給食費」の滞納状況を確認したところ、「あった」と回答した保護者の割合は、非貧困世帯と比較して貧困世帯の割合が各学年の全ての項目で高くなっています。

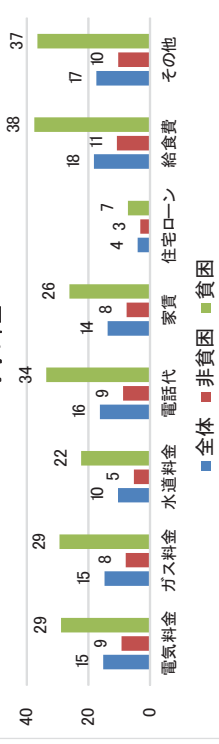
また、過去10年間で経済的な理由による料金滞納のために、「電気、ガス、水道」を止められた経験の有無を質問したところ、「あった」と回答した保護者の割合は、全体で7.7%から9.4%、貧困世帯においては17.1%から19.1%と、その割合が高くなっています。

図表2-14 過去10年間に料金の滞納経験があつた世帯の割合(%)

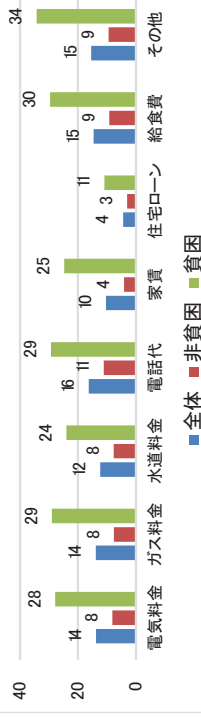


1

小学5年生

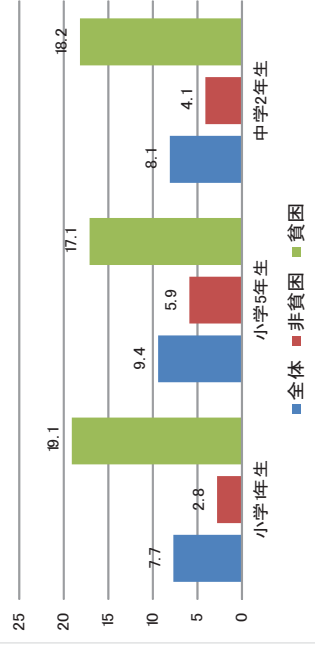


中学2年生



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

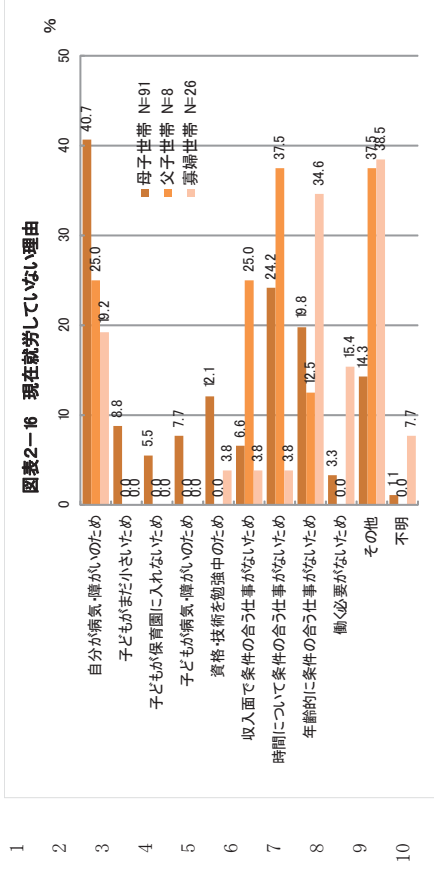
図表2-15 電気、ガス、水道を止められた経験



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

才 ひとり親世帯の健康

平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、就労していない母子世帯の母親にその理由を質問したところ、「自分が病気・障害のため」との回答が40.7%と高くなっています。また、ひとり親世帯に「現在、特に不安や悩みを感じていること」を質問したところ、「自分の健康」と回答した母親が29.6%、父親が23.1%となっています。



1 **力 通塾率**

2 経済状況が厳しい家庭では、学校教育以外の教育費が不足したり、親による教育指導が不十分になることが多いとの指摘があります。

3

4 平成27年度全国学力・学習状況調査において、学習塾（家庭教師を含む。）で勉強している沖縄県の児童生徒の割合は、小学生40.3%、中学生51.4%となっています。この割合を、全国平均と比較すると、小学生で6.7%、中学生で9.5%低くなっています。

5

6 一方、平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査におけるひとり親世帯の中学生以上の子どもの通塾率は、母子世帯20.7%、父子世帯25.0%となっています。

7

8

9

10

図表2-18 学習塾(家庭教師を含む)の利用状況

	沖縄県	平成27年
小学校(公立)	全国	40.3%
中学校(公立)	沖縄県	47.0%
	全国	51.4%
		60.9%

出所：「平成27年度全国学力・学習状況調査」(国立教育政策研究所)

11

12

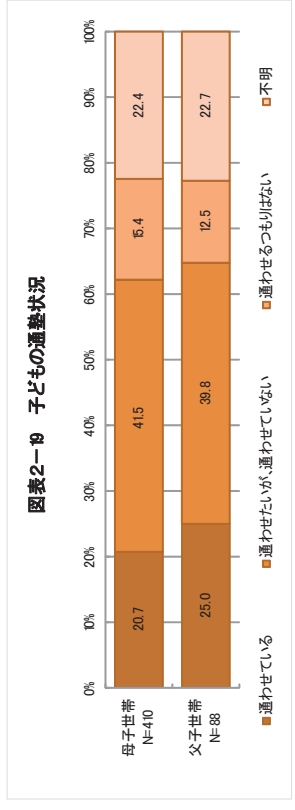
13

14

15

16

17



18

19

20

21

22

23

24

25

26

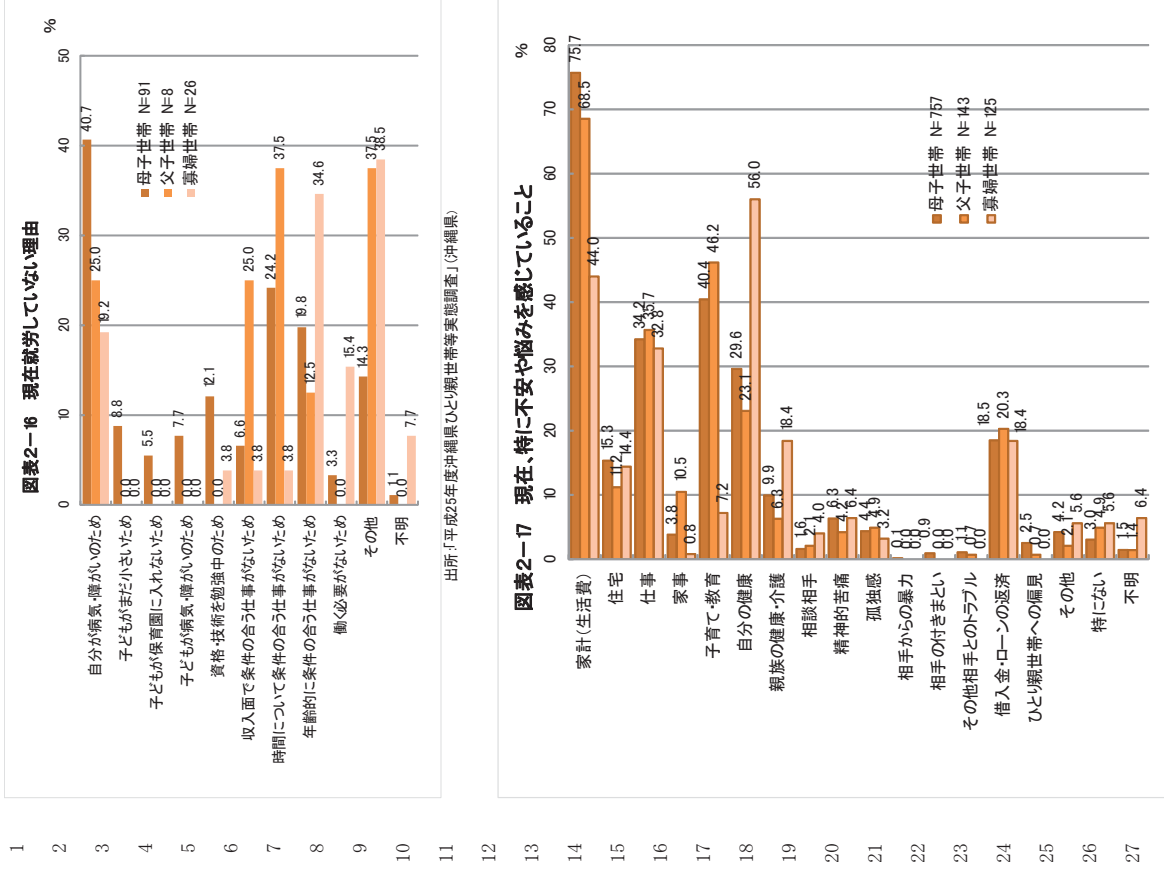
27

キ 物品等の所有状況

28 学校アンケート調査において、家庭の経済状況別に教育関連の物品等の所有状況を比較したところ、貧困世帯において、「所有していないが欲しい」と回答した割合が高くなっています。

29

30



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

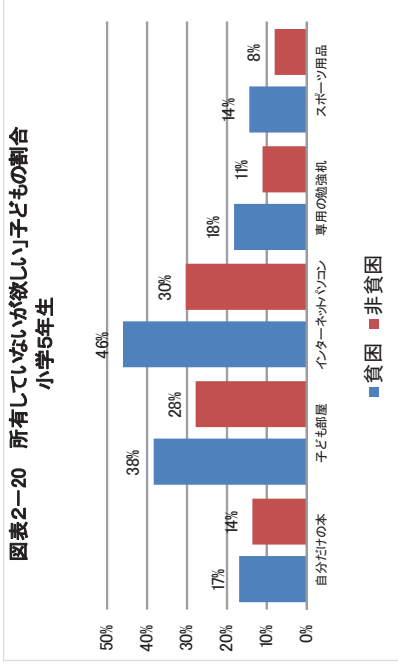
27

28

29

30

1 (小学5年生)



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

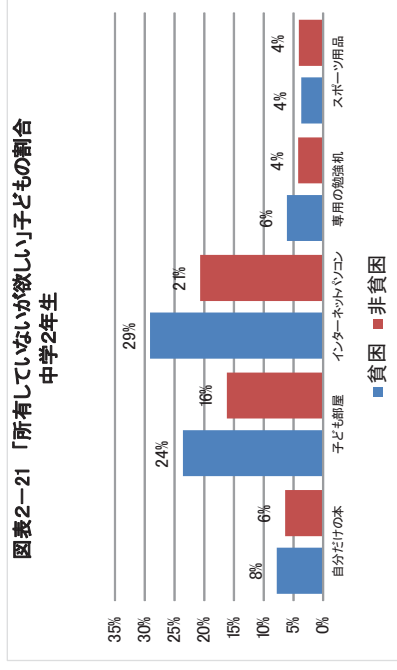
27

28

29

30

1 (中学2年生)



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

1 (2) 成長に及ぼす影響

2 家庭の経済状況は、子どもの学力、自尊心、生活習慣、就労などに影響を及ぼすものと指摘されています。

ア 学力

(ア) 全国学力・学習状況調査の状況

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、沖縄県の小学校においては、国語Bと算数Aの2教科が全国平均を上回り、国語A、算数B、理科も全国水準に達しています。

中学校においては、正答率に関して課題はあるものの、国語Aを除く各教科で全国平均との差が縮小しています。

図表2-22 [小学校]教科別結果の概要

	小学校			
	国語A	国語B	算数A	算数B
平均正答率 (単位は%)	本県 (72.0)	67.3 (54.5)	77.7 (80.9)	44.7 (57.1)
	全国 (72.9)	65.4 (55.5)	75.2 (78.1)	45.0 (58.2)
全国との差 (ポイント)	-0.7 (-0.9)	+1.9 (-1.0)	+2.5 (+2.8)	-0.3 (-1.1)

出所「平成27年度全国学力・学習状況調査」(沖縄県教育庁)
(注) 上段:平成27年度、下段():平成26年度、理科は平成24年度

図表2-23 [中学校]教科別結果の概要

	中学校			
	国語A	国語B	数学A	数学B
平均正答率 (単位は%)	本県 (74.4)	61.3 (45.6)	55.8 (58.2)	34.0 (50.3)
	全国 (79.4)	65.8 (51.0)	64.4 (67.4)	41.6 (59.8)
全国との差 (ポイント)	-5.8 (-5.0)	-4.5 (-5.4)	-8.6 (-9.2)	-7.6 (-9.5)

出所「平成27年度全国学力・学習状況調査」(沖縄県教育庁)
(注) 上段:平成27年度、下段():平成26年度、理科は平成24年度

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

26

26

25

イ 進学

(ア) 高等学校及び大学等進学率

平成27年の沖縄県の高等学校進学率は96.4%、大学等進学率は39.8%となっており、それぞれ上昇傾向にあります。全国順位は47位となっています。

図表2-24 高等学校進学率及び大学等進学率

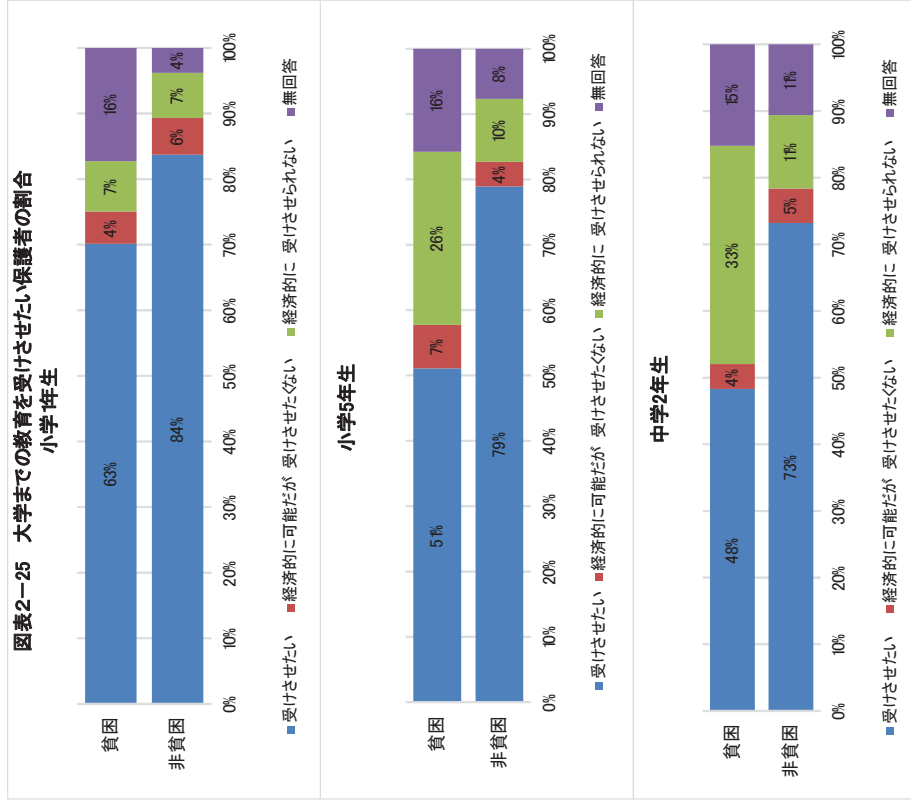
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高等学校 進学率	92.7% (47位)	95.4% (47位)	94.3% (47位)	96.4% (47位)
	全国	97.6%	98.0%	98.5%
大学等 進学率	29.9% (47位)	31.1% (47位)	36.6% (47位)	39.8% (47位)
	全国	45.1%	54.3%	54.5%

出所:「学校基本調査」(文部科学省)

(イ) 大学進学に対する保護者の意識

学校アンケート調査において、保護者に対して、子どもに大学までの教育を受けさせたいかについて質問したところ、貧困世帯及び非貧困世帯とも、学年が進むとともに「経済的に受けさせられない」と回答した割合が高くなっていきますが、貧困世帯における増加幅が大きくなっていきます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30



ウ 小・中学校における不登校の状況

平成26年度の沖縄県の小学校における児童千人当たりの不登校児童数は4.6人で全国12位、中学校における生徒千人当たりの不登校生徒数は32.0人で全国5位となっています。

図表2-26 小・中学校の不登校児童生徒数、千人当たりの不登校児童生徒数

	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度
小学校の不登校児童数	沖縄県	458人	304人	353人
	全国	26,047人	22,318人	22,327人
児童千人当たり	沖縄県	4.2人 (11位)	2.9人 (28位)	3.5人 (17位)
	全国	3.5人	3.1人	3.2人
中学校の不登校生徒数	沖縄県	1,758人	1,199人	1,389人
	全国	104,180人	100,040人	99,923人
生徒千人当たり	沖縄県	29.0人 (7位)	21.5人 (41位)	27.0人 (27位)
	全国	24.5人	27.3人	27.8人

出所「学校基本調査」(文部科学省)

工 高等学校における不登校、中途退学の状況

沖縄県の高等学校における平成26年度の生徒千人当たりの不登校生徒数は28.2人で全国2位、中途退学率は2.2%で全国1位となっています。

図表2-27 高等学校の不登校生徒数、中途退学者数

	平成18年度	平成22年度	平成26年度
不登校生徒数	沖縄県	1,068人	1,381人
	全国	57,544人	55,707人
生徒千人当たり	沖縄県	21.0人 (7位)	28.2人 (2位)
	全国	16.5人	16.6人
中途退学者数	沖縄県	1,081人	866人
	全国	77,027人	55,415人
中途退学率	沖縄県	2.2% (-)	1.8% (9位)
	全国	2.2%	1.6%

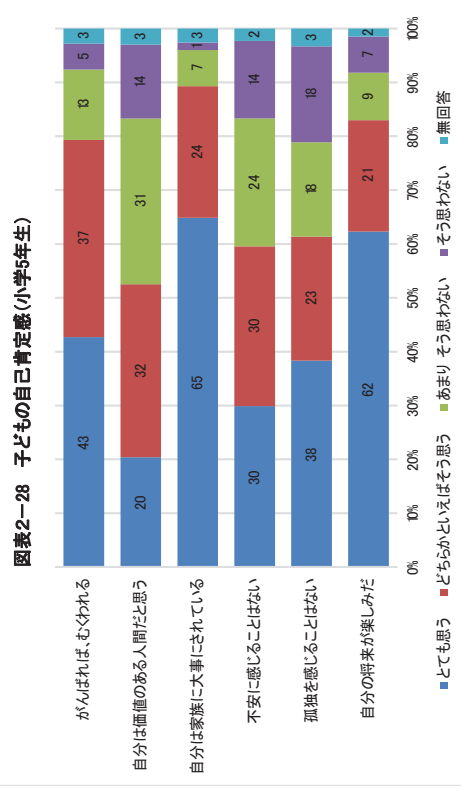
出所「学校基本調査」,「児童生徒の問題行動・等身発達指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

オ 自己肯定感

学校アンケート調査において、自己肯定感に関する質問項目への回答結果を見ると、「とても思う」、「どちらかといえば思う」という肯定的な回答の割合が高くなっています。

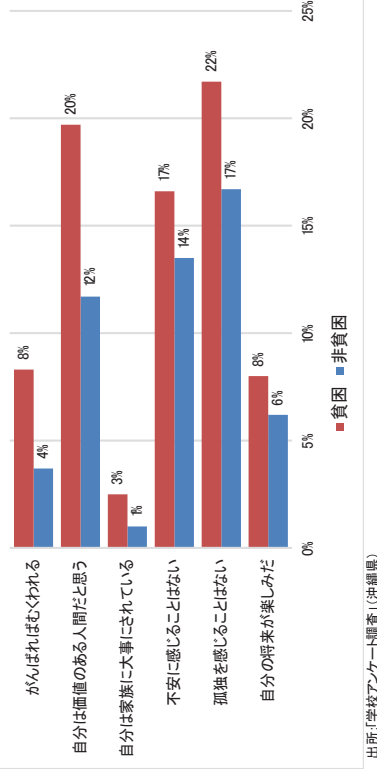
一方、家庭の経済状況別に見ると、貧困世帯の子どもにおいて、否定的な回答の割合が高くなる傾向が見られます。

(小学5年生)



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

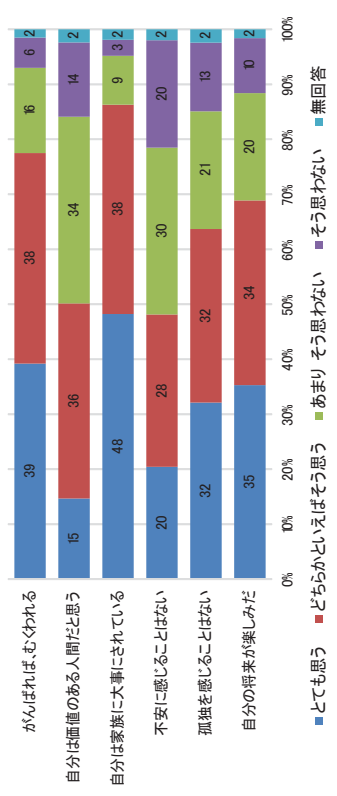
図表2-29 子どもの自己肯定感「そうは思わない」とした割合(小学5年生)



出所「学校アンケート調査」(沖縄県)

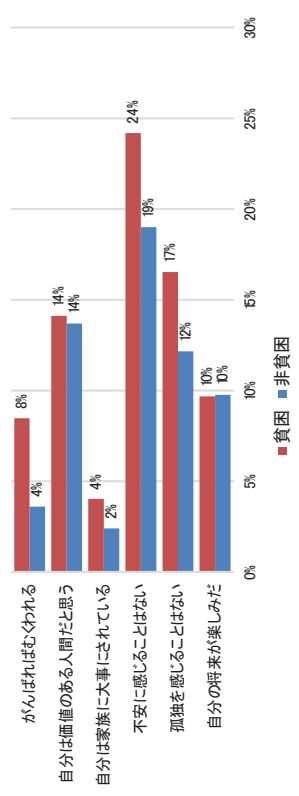
(中学2年生)

図表2-30 子どもの自己肯定感(中学2年)



出所:学校アンケート調査(沖縄県)

図表2-31 子どもの自己肯定感「そうは思わない」とした割合(中学2年生)



出所:学校アンケート調査(沖縄県)

カ 不良行為少年補導人員

沖縄県における平成26年の不良行為少年補導人員は43,403人となり、19歳以下の少年人口千人当たりで全国と比較すると約4倍多くなっています。

また、学識別では、中学生、無職少年、高校生の順番で多くなっています。

図表2-32 不良行為少年学識別補導人員

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学生(未就学含む)	361人	334人	269人	279人	215人
中学生	9,948人	11,526人	11,060人	17,117人	13,484人
高校生	12,311人	12,875人	10,289人	12,439人	9,769人
大学生	168人	142人	96人	101人	50人
各種学生	326人	502人	241人	251人	287人
有職少年	5,924人	6,534人	6,478人	11,240人	8,346人
無職少年	12,239人	12,646人	12,454人	18,268人	11,252人
総数	41,277人	44,559人	40,887人	59,695人	43,403人
19歳以下の少年人口千対	126人	136人	125人	182人	132人
総数	1011,964人	1,013,167人	917,926人	809,652人	731,174人
19歳以下の少年人口千対	44人	44人	40人	35人	32人

出所:「少年非行等の概況」(沖縄県警察本部)、「国勢調査」(総務省)

キ 刑法犯少年

沖縄県における平成26年の刑法犯少年は1,173人と減少傾向にあります。

図表2-33 刑法犯少年

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法犯少年	1,510人	1,420人	1,090人	1,315人	1,173人
検挙・補導人員	103,573人	94,312人	79,393人	69,061人	60,207人
19歳以下の少年人口千対	4.6人	4.3人	3.3人	4.0人	3.6人
	4.5人	4.1人	3.5人	3.0人	2.6人

出所:「少年非行等の概況」(沖縄県警察本部)、「国勢調査」(総務省)

ク 進路未決定率

沖繩県における平成27年の中学校卒業後の進路未決定率は2.5%、高等学校卒業後の進路未決定率は12.1%となっています。

図表2-34 中学校及び高等学校卒業後の進路未決定率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中学卒業後	沖繩県 (全国順位)	3.5% (1位)	4.3% (1位)	2.5% (1位)
	全国	1.4%	1.1%	0.7%
高等学校卒業後	沖繩県 (全国順位)	29.0% (1位)	17.9% (1位)	12.1% (1位)
	全国	10.0%	5.6%	4.4%

出所:「学校基本調査」(文部科学省)

ケ 若年無業者

沖繩県における平成26年の若年無業者数は1万5千人で増加傾向にあります。対象人口当たりの若年無業者数を比較すると約2.2倍の水準となっています。

図表2-35 若年無業者(15歳~34歳の非労働力人口のうちその他に分類される者)

	平成14年	平成18年	平成22年	平成26年
若年無業者	沖繩県	1万人	9千人	1万5千人
	全国	64万人	62万人	60万人
対象人口当たり	沖繩県	2.7%	3.2%	4.6%
	全国	1.9%	1.9%	2.1%

出所:「労働力調査」(総務省)

第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策

1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築

＜施策の方向性＞

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築します。
- 関係する支援者の確保と資質の向上に取り組めます。

【具体的取組】

(1) 乳幼児期

- ・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握するなど、適切な対応が行える体制を整備します。
- ・ 市町村における妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。
- ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。
- ・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。
- ・ 保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について必要な把握を行うとともに、子どもと保護者の安定した関

1 係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促
 2 進します。

3 ・ 幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領
 4 に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うと
 5 ともに、園児の保護者に対する子育ての支援についての、園児の送迎時の対応、
 6 会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促
 7 進します。

8 ・ 幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、
 9 幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進
 10 します。

11

12 **(2) 小・中学生期**

13 ・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子ど
 14 もを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村へ
 15 の配置を促進します。

16 ・ 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や
 17 福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配
 18 置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。

19 ・ スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関連機関における理解
 20 を深めるとともに、学校と福祉関連機関との連携を促進します。

21 ・ 児童生徒の感情や情緒面の支援を行うべく、スクールカウンセラーの
 22 配置推進を図ります。

23 ・ 小・中アリスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等に課題を
 24 抱える学校への集中支援及び巡回支援を行います。

25 ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策協
 26 議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等
 27 を推進します。〈再掲〉

28 ・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員に
 29 より、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切
 30 に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行います。〈再
 31 掲〉

32

1 **(3) 高校生期**

2 ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配
 3 置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体
 4 制を構築します。

5

6 **(4) 支援を必要とする若者に係るつながる仕組みの構築**

7 ・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といい
 8 ます。）及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解
 9 を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共
 10 有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。

11

12 **(5) 人材の確保と資質の向上**

13 ・ 養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点
 14 から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修
 15 の充実を図ります。

16 ・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子ど
 17 もを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」に対する必
 18 要な研修を行います。

19 ・ スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る
 20 観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。

21 ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修
 22 の充実等を図ります。

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

(1) 乳幼児期

—<施策の方向性>—

- すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。
- 乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的負担を軽減します。

【具体的取組】

(教育の支援)

ア 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上

- ・ すべての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の観点から、幼稚園就園奨励費補助制度において公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差軽減を図る市町村の取組を促進します。
- ・ 質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。

(生活の支援)

ア 子どもを安心して育てることができている保育の提供等

- ・ 「黄金(くがに)っ子応援プラン」(県)に基づき、市町村と連携して保育所の整備を促進するとともに保育士の確保等を図り、平成29年度末までの待機児童の解消を目指します。
- ・ 乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を図ります。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化等を推進します。
- ・ 市町村において、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。 <再掲>

(経済的支援)

ア 保育に係る利用料負担の軽減

- ・ 認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図ります。
- ・ 市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを提供するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組めます。
- ・ 病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組めます。

イ 子どもの健康確保

- ・ 子どもの健全な発育・発達を図ること及びひとり親家庭の生活の安定と自立を支援することを目的に実施している子どもにも関する医療費助成について、市町村と連携し、窓口での支払いが困難な方への対策に取り組めます。

(2) 小・中学生期

＜施策の方向性＞

- 学校を子どもへの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、総合的な対策を推進します。
- 子ども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心な子ども居場所づくりを推進します。
- 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立に向けた取組を推進します。
- 小・中学生の健全な発育・発達を図る観点等から、医療に係る経済的負担を軽減します。

【具体的取組】

(教育の支援)

ア 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

(ア) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ・ 学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランテニアを確保することなど、学習支援を実施します。
- ・ 実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法等を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組めます。
- ・ 全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校支援訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、市町村が配置する学習支援員の効果的な活用法についての情報提供等を行います。
- ・ 学校において個々の学力を伸ばすために、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。
- ・ すべての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。
- ・ 学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもにも自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。

- ・ 全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。
- (イ) 地域による学習支援
 - ・ 地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み（学校支援地域本部）をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。
 - ・ 地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余剰教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）をつくる市町村の取組を支援します。
 - ・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。
 - ・ 児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。
- (ウ) 就学援助の充実
 - ・ 準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。
 - ・ 市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。
 - ・ 就学援助制度の適切な運用を図るため、市町村における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促進します。
- (エ) 特別支援教育に関する支援の充実
 - ・ 障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じた支援を行います。
 - ・ 障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。

1 (オ) その他の教育支援

- 2 ・ 義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となった者等に対する就学機会
3 を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。
4 ・ 教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して
5 直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直
6 接充てられるよう適切に実施します。

7
8 **イ 生活困窮世帯等への学習支援**

- 9 ・ 生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、
10 NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学
11 習支援の取組を拡充します。
12 ・ 児童養護施設等で暮らす子どもに対し、学習支援を推進することにより、基
13 礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。

14
15 (生活の支援)

16 **ア 安全・安心な子どもの居場所の確保**

- 17 ・ 子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提
18 供や共同での調理、生活支援、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行
19 う市町村の取組を促進します。
20 ・ 低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる
21 居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進しま
22 す。
23 ・ 地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保の取組
24 を支援します。
25 ・ 親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、
26 子どもの夜の居場所の確保を促進します。
27 ・ 対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども・若者が、孤立する
28 ことなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを
29 行う地域の活動を支援します。

30
31 **イ 児童養護施設等の入所児童への支援**

- 32 ・ 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養

- 1 護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた食習慣や生
2 活習慣を身につけることができるよう推進します。

- 3 ・ 児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナー
4 に関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支
5 援します。
6 ・ 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、そ
7 の適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うと
8 ともに就労及び自立を支援する職業指導員の配置を拡充します。

9
10 (経済的支援)

11 **ア 放課後児童クラブ保育料の負担軽減**

- 12 ・ 放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を
13 対象に負担軽減を促進します。

14

15 **イ 子どもの健康の確保**

- 16 ・ 子どもの健全な発育・発達を図ること及びひとり親家庭の生活の安定と自立
17 を支援することを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市
18 町村と連携し、窓口での支払いが困難な方への対策に取り組みます。＜再掲＞

1 (3) 高校生期

2 <施策の方向性>

- 3 ○ 学校における就学継続のための相談・指導体制の強化を図るとともに、教
4 育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の
5 防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 6 ○ 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立を推進すると
7 ともに、就職後の定着率の向上、就学等に係る経済的負担を軽減します。

8 【具的取組】

9 (教育の支援)

10 ア 学校をプラットフォームとした総合的な子ども貧困対策の展開

11 (ア) 学校教育による学力の保障

- 12 ・ 学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、
13 子どもに自己肯定感を持たせた教育方法を研究するため、教員免許状更新
14 講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。<再掲>
- 15 ・ 高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接
16 等で入学できる学び直しのための高校や学科の設置などを検討します。
- 17 ・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学
18 習習慣が十分に身に身についていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や
19 地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を推進します。<再掲
20 >

21 (イ) 高校等における就学継続のための支援

- 22 ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等
23 を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働によ
24 る支援体制を構築します。<再掲>
- 25 ・ 高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、
26 講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの
27 貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。
- 28 ・ 中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保
29 護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora
30 e等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。<

1 再掲>

- 2 ・ 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの
3 一定期間、授業料に係る支援を行います。
- 4 ・ 高等学校中途退学を防止するため、学校内に居場所を設置します。

5 (ウ) 高校等におけるキャリア教育の推進

- 6 ・ 高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を育成するため、教員向けの研
7 修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置し、学校
8 における教育活動全体を通じたキャリア教育の実践・取組を支援すること
9 で、進路決定率の向上に取り組みます。

- 10 ・ アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバ
11 イト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供
12 するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。

13 イ 大学等進学に対する教育機会の提供

14 (ア) 高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援の充実

- 15 ・ 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度の創設など、県内
16 高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組みます。
- 17 ・ 教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実
18 施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度
19 の周知を図ります。

20 ウ 生活困窮世帯等への学習支援

- 21 ・ 低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、学習支援を行
22 います。
- 23 ・ 高等学校卒業や大学等への進学を後押しするため、市町村と連携し、高校
24 生を対象とした学習支援（高校生未来塾）を推進します。
- 25 ・ 児童養護施設等で暮らす子どもに対し、学習支援を推進することにより、基
26 礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。<再掲
27 >

1 (生活の支援)

2 ア 児童養護施設等の入所児童への支援

- 3 ・ 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養
4 護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた食習慣や生
5 活習慣を身につけることができるよう推進します。〈再掲〉
6 ・ 児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナー
7 に関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支
8 援します。〈再掲〉

- 9 ・ 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、そ
10 の適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うと
11 ともに、就労及び自立を支援する職業指導員の配置を拡充します。〈再掲〉

12 (就労支援)

13 ア 子どもの就労支援

- 14 ・ 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術
15 の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による
16 実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。
17 ・ ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提
18 供等を行います。

19 (経済的支援)

20 ア 「高校生等の修学支援」などによる経済的負担の軽減

- 21 ・ 高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充て
22 る就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
23 ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金（奨学のた
24 めの給付金）制度」により、低所得世帯を支援します。
25 ・ 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、入学科等の大学等の進学費用に係
26 る経費に充てられる場合については、収入として認定しないよう取り扱いいます。

27 イ 子どもの健康確保

- 28 ・ 所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。〈
29 再掲〉

1 (4) 支援を必要とする若者

2 <施策の方向性>

- 3 ○ 中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない
4 若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下「支援を必
5 要とする若者」といいます。）に対して、円滑な社会生活が営めるよう、
6 寄り添い型の支援に取り組めます。

7 【具体的取組】

8 (教育の支援)

9 ア 支援を必要とする若者に対する就学等支援

- 10 ・ 支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、
11 ン、子ども若者みらい相談プラザsoraе、NPO等と連携を図り、就学、就労
12 へ向けた支援を行います。

13 (生活の支援)

14 ア 安全・安心な子ども若者の居場所の確保

- 15 ・ 地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所つ
16 くりを推進します。

17 イ 支援を要する若者に対する相談等の支援拠点

- 18 ・ 子ども若者みらい相談プラザsoraеを拠点として、ニート、ひきこもり、不
19 登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者
20 育成支援のための総合的な施策を推進します。
21 ・ ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うため、ひきこもり地域
22 支援センター（仮称）を設置し、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本
23 人の自立を推進します。

24 ウ 児童養護施設退所児童等の支援

- 25 ・ 児童養護施設等を退所し、就職や大学等への進学をした者等の安定した生活
26 基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額及び生活費の貸付を行い
27 ます。
28 ・ 児童養護施設退所児童等に対する給付型奨学金の創設を検討します。

- 1 ・ 児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を推進します。
- 2 ・ 児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他の退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 3 ・ 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進します。
- 4 (就労支援)
- 5 ア 支援を要する若者に対する就労支援
- 6 ・ 沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアアコッチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。
- 7 ・ 若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。
- 8 ・ 若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。
- 9 ・ 中卒無職少年の就労について、市町村や商工会などで就労を支援する体制や、地域の経済界の協力を得ながら雇用を促進する仕組みを構築します。
- 20

3 保護者への支援

(1) 保護者への支援

＜施策の方向性＞

- 生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援に取り組みます。
- 職業訓練の実施や就職のあっせん等、保護者への就労や学び直しの支援に取り組みます。

【具体的取組】

(生活の支援)

- 12 ア 保護者の自立支援
- 13 ・ ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援を促進します。
- 14 ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施します。
- 15 ・ 生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。
- 16 ・ 家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。
- 17 ・ 市町村において、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置を促進します。＜再掲＞
- 18 ・ 事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもの預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるよう市町村と連携しながら設置を促進します。

イ 保護者の健康確保等

- 30 ・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳児及びその保護者等の心身の状態及び養
- 31

- 1 育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援します。＜再掲＞
- 2
- 3 ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。＜再掲＞
- 4
- 5
- 6 ・ 所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。
- 7
- 8 **ウ ひとより親家庭への自立支援**
- 9 ・ ひとより親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。
- 10
- 11
- 12 ・ 専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設や民間アパートを活用して居宅支援等を行う事業により地域での生活を支援します。
- 13
- 14
- 15 ・ 母子生活支援施設の設置を促進するとともに、現在実施している民間アパートを活用した居宅支援等事業（母子家庭等生活支援モデル事業）の事業成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。
- 16
- 17
- 18 ・ ひとより親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができるとともに、人材の育成に取り組みます。
- 19
- 20
- 21 **エ 住宅支援**
- 22 ・ ひとより親世帯等について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。
- 23 ・ 多子世帯等に対し、市町村と連携しながら地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を検討します。
- 24
- 25
- 26 ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行います。
- 27
- 28 ・ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給します。
- 29
- 30 ・ ひとより親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。
- 31
- 32

- 1 **(就労の支援)**
- 2 **ア 親の就労支援**
- 3 ・ ひとより親家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に必要な費用の貸付（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業等）により、就業支援を推進します。
- 4
- 5
- 6 ・ 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、就労の準備段階者への支援を行います。
- 7
- 8 ・ 就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。
- 9
- 10
- 11 ・ 生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。
- 12
- 13
- 14 **イ 親の学び直しの支援**
- 15 ・ 生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給します。
- 16
- 17
- 18 **ウ 就労機会の確保**
- 19 ・ ひとより親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就業機会の確保を図ります。
- 20
- 21
- 22 ・ ひとより親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。
- 23
- 24
- 25
- 26 **(経済的支援)**
- 27 **ア ひとより親家庭への支援**
- 28 ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや国の養育費相談支援センター等において養育費に関する相談支援を行います。
- 29
- 30
- 31

4 沖繩県子ども貧困対策推進基金

＜施策の方向性＞

- 県と市町村が連携して、計画的かつ効果的に子どもの貧困対策に資する事業を実施するため、沖繩県子ども貧困対策推進基金を設置します。

【具体的取組】

- ・ 沖繩県子ども貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。

5 子ども貧困に関する指標及び目標値

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名	沖繩県		全国	
			基準年度又は年	目標値(H33年度)		
1	乳幼児期	乳児	89.2% (H25)	95.0% (H31)	95.3% (H25)	
2		乳幼児健康診査の受診率	86.9% (H25)	94.0% (H31)	94.9% (H25)	
3		3歳児	84.0% (H25)	91.0% (H31)	92.9% (H25)	
4		乳児全戸訪問事業における訪問率	83.0% (H25)	92.0%	90.6% (H25)	
5		養育支援訪問事業の実施市町村数	17市町村 (H25)	22市町村	—	
6	小・中学生期	里親等委託率	34.6% (H26)	現行水準を維持	16.5% (H26)	
7		ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所、幼稚園)	71.3% (H25)	全国平均並	72.3% (H23)	
8		保育所等利用待機児童数	2,591人 (H27)	0人 (H29年度未達成)	23,167人 (H27)	
9		放課後児童クラブ平均月額利用料	10,115円 (H26)	低減	—	
10		小学校児童の不登校(児童千人当たり)	4.6人 (H26)	2.0人	3.9人 (H26)	
11		中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	32.0人 (H26)	20.0人	27.6人 (H26)	
12		全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	63.6% (H27)	全国水準維持	63.2% (H27)
13			中学校	53.5% (H27)	全国水準へ到達	60.1% (H27)
14	高等学校等進学率		96.4% (H27)	98.5%	98.5% (H27)	
15	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		83.5% (H25)	全国平均並	90.8% (H25)	
16	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率		100.0% (H26)	現行水準を維持	97.2% (H26)	

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名	沖縄県		全国	
			基準年度又は年	目標値(H33年度)		
17	小・中学生	スクールソーシャルワーカーの配置人数	20人(H27)	配置人数や区域を順次拡大	1006人(H25)	
18		スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	65.0%(H26)	100%	37.6%(H25)	
19		中学校の割合	100.0%(H26)	100%	82.4%(H25)	
20	小・中学生	就学援助に 関する周 知状況	毎年度の進級時に就学援助制 度の書類を配付している市町 村の割合	46.3%(H25)	100%	61.9%(H25)
21			入学時に学校で就学援助の書 類を配付している市町村の割 合	36.6%(H25)	100%	61.0%(H25)
22	小・中学生	就学援助を申請しなかった理由として「就学 援助を知らなかった」とする貧困世帯の割合 (小学5年生保護者)	20%	0%	—	
23			地域等における子どもの学習支援(無料塾 等)	32市町村 (H27)	4市町村	—
24	高校生	中学校卒業後の進路未決定率	2.5%(H26)	全国平均並	0.7%(H26)	
25		高等学校中途退学率	2.2%(H26)	全国平均並	1.5%(H26)	
26		生活保護世帯に属する子どもの高等学校 等中途退学率	3.7%(H24)	県平均並	5.3%(H24)	
27	高校生	高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	28.2人 (H26)	16.0人	15.9人 (H26)	
28		大学等進学率	39.8%(H26)	45.0%	54.5%(H26)	
29	高校生	生活保護世帯に属する子どもの大学等進 学率	30.8%(H25)	全国平均並	32.9%(H25)	
30		児童養護施設の子どもの大学等進学率	26.1%(H26)	県平均並	22.7%(H26)	
31	高校生	高校卒業後の進路未決定率	12.1%(H26)	全国平均並	4.4%(H26)	

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名	沖縄県		全国
			基準年度又は年	目標値(H33年度)	
32	大学生	県外進学大学生支援事業(給付型奨 学金)による支援人数	—	100人	—
33	支援を要 する若者	若年無業者率(15歳～34歳人口に占 める無業者の割合)	4.6%(H26)	全国平均並	2.1%(H26)
34	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり 親家庭の数(累計)	399世帯 (H26)	800世帯	25,62世帯 (H26)

子どもの貧困に関する参考指標

No.	区分	指標名	沖縄県 (基準年度又は年)	全国
1	中学・ 高校生	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	1.6%(H25)	2.5%(H25)
2		生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後)	39.3%(H25)	46.1%(H25)
3		児童養護施設の子どもの就職率(高等 学校卒業後)	69.6%(H26)	70.9%(H26)
4	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	87.5%(H25)	80.6%(H23)
5		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.3%(H25)	91.3%(H23)
6	その他	不良行為少年補導人員(人口千対)	132人 (H26)	32人 (H26)
7		就学援助率	19.65%(H25)	15.42%(H25)
8		子どもの貧困率	29.9%(H26)	16.3%(H24)
9	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人 の貧困率	58.9%(H26)	54.6%(H24)	

第4章 子どもの貧困に関する調査研究

- 1
- 2
- 3 沖縄県における子どもの貧困対策の効果的な推進に資するよう、以下に掲げる
- 4 ような子どもの貧困に関する調査等に取り組み組むこととします。
- 5
- 6
- 7 **7 1 子どもの貧困の実態等の把握・分析するための調査研究**
- 8 県内における子どもの貧困の実態や、子どもの貧困に関する施策の実施状
- 9 況等を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施します。
- 10
- 11 **7 2 子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供**
- 12 本県の子どもの貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子どもの貧困の
- 13 実態や国・大学等の調査研究の成果等子どもの貧困対策に関する情報の収集・
- 14 蓄積を行います。
- 15 また、県内市町村が地域における子どもの貧困の実態、地域の実情を踏まえ
- 16 た対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子どもの貧困の実態や先進施
- 17 策の事例など必要な情報提供に努めます。

第5章 連携推進体制の構築

- 1
- 2
- 3
- 4 **4 1 関係機関における連携推進体制**
- 5
- 6 子どもの貧困対策は、子どもの実情を理解し受け止めるつながる仕組みの構
- 7 築、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす様々な影響を解消する総合的な対策の
- 8 推進、子どもが生まれてから社会人として自立するまで切れ目のない支援を行
- 9 うことが重要です。
- 10 これを実現するため、県は、沖縄県子どもの貧困対策推進会議を活用し、全
- 11 庁体制で対策を推進することはもちろんのこと、国、市町村、関係団体・法人、
- 12 NPO、民間企業等と知恵を出し合い、緊密な連携を図り、広く県民各層の理
- 13 解と協力を得ながら対策を推進します。
- 14 国、県及び市町村の役割分担に当たっては、「沖縄の子供の貧困に関する内
- 15 閣府・沖縄県・市町村の意見交換」における「沖縄の子供のために（沖縄の子
- 16 供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた
- 17 以下の内容を踏まえることとします。
- 18
- 19 ○ 市町村は、子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として、積極
- 20 的に対策に取り組みます。
- 21 ○ 沖縄県は、「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的できめ細や
- 22 かな対策が講じられるようにします。
- 23 ○ 内閣府は、子供の貧困対策と沖縄振興を推進する立場から、関係省庁と
- 24 連携し、市町村や沖縄県の取組を支援します。
- 25
- 26 このような役割分担を基本として、県は、広域的、専門的な取組が求められ
- 27 る施策を中心に担うほか、国と連携しながら、市町村における子どもの貧困に
- 28 関する地域の課題を解決するための取組を支援することとします。
- 29

1 2 県民運動としての子どもの貧困対策の展開

2
3 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、県民の幅広い理解と協力の下に
4 子どもの貧困対策を県民運動として展開することができるよう、子どもの貧困
5 に関する調査データ等の公表や、広報啓発活動に取り組みほか、施策の効果的
6 な推進に必要な幅広い主体との連携体制の構築に努めることとします。

7
8 3 庁内及び外部有識者による施策の評価

9
10 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策推進会
11 議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直し
12 を行います。
13 また、外部有識者等で構成する会議を設置し、施策の分析・評価を行い、計
14 画の効果的な推進を図るための体制を構築します。

15
16